

解体業・破砕業変更届 書類一覧

No.	届 出 書 類
1	解体業変更届出書（様式第七） 破砕業変更届出書（様式第十一）
2	添付書類（添付書類一覧の変更事項ごとに記載した添付書類）
3	誓約書

添付書類一覧

No.	変 更 事 項	添 付 書 類
1	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	<p>【個人】 住民票の写し（本籍記載のあるもの、外国人にあっては国籍等記載のあるもの。以下同じ。）及び成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの登記事項証明書（取得の方法については、法務局にお尋ねください。）</p> <p>【法人】 定款又は寄附行為及び登記事項証明書</p>
2	事業所の名称及び所在地	<p>(1) 解体業又は破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書</p> <p>(2) 施設付近の見取図</p> <p>(3) 施設の所有権又は使用権原が確認できる書類（公図の写し、土地及び建物の登記事項証明書、施設の賃貸借契約書の写し等）</p> <p>(4) 他法令等に対する対応状況について記載した書類（注1参照）</p>
3	役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）	<p>(1) 変更に係る者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの登記事項証明書（取得の方法については、法務局にお尋ねください。）</p> <p>(2) 登記事項証明書</p>
4	令第5条に規定する使用人	<p>変更に係る者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの登記事項証明書（取得の方法については、法務局にお尋ねください。）</p>

5	申請者が未成年者である場合においては、その法定代理人	【個人及び役員】 住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの 登記事項証明書 （取得の方法については、法務局にお尋ねください。）
		【法人】 名称及び住所並びにその代表者の氏名に変更があった場合、 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
6	事業の用に供する施設の概要	(1) 解体業又は破砕業を行おうとする事業所の施設の構造を明らかにする図面（平面図・立面図・断面図・構造図）、設計計算書 (2) 施設付近の見取図 (3) 施設の所有権又は使用権原が確認できる書類（公図の写し、土地及び建物の登記簿謄本、施設の賃貸借契約書の写し等） (4) 他法令等に対する対応状況について記載した書類（注1参照）
7	株主又は出資者 （発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者）	(1) 変更に係る者の有する株式の数又は当該変更に係る者のなした出資の金額を記載した書類 (2) 変更に係る者の 住民票の写し 及び成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの 登記事項証明書 （取得の方法については、法務局にお尋ねください）又は 法人である場合は登記事項証明書
8	標準作業書の記載事項	標準作業書
9	解体業を行おうとする事業所以外の場所で使用済自動車又は解体自動車の積替え又は保管を行う場所	変更場所に関する次に掲げる事項に関する書類 (1) 所在地 (2) 面積 (3) 保管量の上限
10	破砕業を行おうとする事業所以外の場所で解体自動車又は自動車破砕残さの積替え又は保管を行う場所	変更場所に関する次に掲げる事項に関する書類 (1) 所在地 (2) 面積 (3) 保管量の上限

- ※ 令第5条に規定する使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者。
 (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 (2) 前記に掲げる本店又は支店のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ※ 申請に必要な部数は**2部(提出用、控用)**ですが、控用はコピーでも結構です。
 ※ 住民票の写し、登記事項証明書は発行から**3か月以内**のものを添付してください。
 ※ 郵送の場合は、**返送用封筒(控用)**と返送に必要な分の切手を同封してください。

(注1) 他法令等とは、都市計画法、建築基準法、消防法、水質汚濁防止法、その他の法令及び条例についてのことです。